

各所属長殿

警備部長

○警視庁航空隊の運営等に関する規程の運用について

このたび、警視庁航空隊の運営等に関する規程（平成28年9月1日訓令甲第22号）の運用について定め、令和7年4月1日から次により実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

第1 任務（第4条）

航空隊は、次により、警視庁航空隊の運営等に関する規程（平成28年9月1日訓令甲第22号。以下「規程」という。）第4条第1項各号に規定する活動に従事するものとする。

1 災害その他の場合における警備実施

(1) 災害発生時における警察活動

災害発生時においては、ヘリコプターテレビシステム（以下「ヘリテレ」という。）を活用するとともに、航空機の高速機動性等を発揮して、迅速に被災実態の情報伝達及び地上の部隊が行う救援救助活動その他の災害警察活動の支援を行うこと。

(2) テロリズム事案発生時における警察活動

テロリズム事案発生時においては、現場付近におけるヘリテレ、赤外線カメラ等を活用した上空からの情報収集、伝達活動等を行うほか、特殊部隊の人員搬送及び装備資機材等の物資輸送に当たること。

(3) 警衛、警護、雑踏警備等における警察活動

警衛、警護、雑踏警備等においては、ヘリテレ、赤外線カメラ等を活用した上空からの情報収集、伝達活動等を行うなど、警戒警備活動に当たること。

2 警ら、遭難者の捜索救助その他の警察業務の支援

(1) 警ら

航空機の特長、管内の犯罪発生状況等を考慮して、その都度、その情勢に応じた警ら活動を行うとともに、緊急配備事案等の発生時においては、通信指令本部と緊密な連携を図り、初動警察活動に当たること。

(2) 遭難者の捜索救助

山岳遭難救助、水難救助その他人命の救助又は行方不明者の捜索のため行う活動に当たること。

(3) 関係部門と連携した警察活動

逃走犯人、逃走車両等の追跡、各種行事における上空警戒、要保護者の搬送その他の警察活動の支援に当たること。

第2 副隊長（第7条）

隊長は、副隊長が複数置かれている場合は、江東飛行センター及び立川飛行センターにそれぞれ副隊長を配置することができる。

第3 編成等（第10条及び第12条）

隊長は、立川飛行センターに特務係員を配置することができる。この場合、当該特務係員は、担当事務のほか、立川飛行センターに係る庶務係及び会計係の分掌事務を担当するものとする。

第4 宿直（第19条）

宿直勤務は、江東飛行センター及び立川飛行センターでそれぞれ行うものとし、江東飛行センターに宿直責任者を置くとともに、突発事案等に備え、航空機を運航することができる要員を配置するものとする。

第5 運航責任者（第20条）

隊長は、運航責任者を複数置くことができる。

第6 航空業務計画（第22条）

- 1 隊長は、航空業務計画を策定し、警備部長の承認を受けるものとする。
- 2 隊長は、警備部長の命を受けて、関係職員に対する所要の教育訓練を行うものとする。

第7 実施計画（第23条）

- 1 運航責任者は、毎年度の航空機事故の防止に関する計画、四半期ごとの整備計画及び訓練計画並びに月別運航計画（以下「実施計画」という。）を作成し、隊長の承認を受けるものとする。
- 2 運航責任者は、本部付又は班長に実施計画を作成させることができる。

第8 機長の指定（第24条）

機長には、運航する航空機を操縦する資格を有する者のうちから運航目的、行動区域の地形、操縦経験、技量等を勘案して指定するものとする。

第9 飛行計画等の承認等（第26条）

航空機の飛行計画は、運航責任者の審査を受けた後、隊長の承認を受けるものとする。

第10 所属長からの要請（第30条）

- 1 「自所属の警察職員等」とは、当該所属の警察職員のほか、所属長が搭乗を要請した他所属の警察職員その他所属長が必要と認めた者をいう。
- 2 警察職員等の搭乗の要請は別記様式第1号の「航空機搭乗要請書」を、航空機の派遣の要請は別記様式第2号の「航空機派遣要請書」を作成し、搭乗又は派遣の7日前までに警備部長に送付して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他適宜の方法により行うことができる。
- 3 所属長は、航空機搭乗要請書を送付する際には、搭乗者の名簿を添付するものとする。

第11 故障時等の措置（第37条）

機長は、飛行を継続すると事故につながるおそれがあると判断した場合は、付近の飛行場、場外離着陸場、空き地その他の安全な場所への着陸（以下「予防着陸」という。）を行い、事故の防止を図らなければならない。

第12 機長等の事故報告（第38条）

- 1 機長は、不時着した場合又は予防着陸をしようとする場合若しくは予防着陸をした場合は、

無線通信その他適宜の方法により、その状況、再飛行予定等について最寄りの管制機関への通報を行うとともに、隊長に報告した後、警備部長に報告しなければならない。

2 前1に規定する場合の報告事項は、次のとおりとする。

- (1) 機長の氏名並びに航空機の国籍及び登録記号
- (2) 不時着又は予防着陸の日時
- (3) 乗務員及び機体の状況
- (4) 第三者に与えた損害の有無及び状況
- (5) 連絡のために使用できる電話番号
- (6) その他必要事項

3 隊長は、機長から前記1の規定により報告を受けた場合は、不時着又は予防着陸に係る場所を管轄する警察署に連絡する等の必要な措置を講じ、その内容を警備部長に報告しなければならない。

第13 普通整備等（第42条から第44条まで）

普通整備、定期整備及び特別整備は、警察用航空機の運用等に関する規則（昭和37年国家公安委員会規則第3号）、規程及び隊長が定める実施要領に基づき、航空法（昭和27年法律第231号）、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）等の関連法令を遵守して行わなければならない。

第14 定期検査（第45条）

隊長は、別に定める検査表に従って、6月ごとに検査を実施し、警備部長に書面で報告するものとする。

第15 飛行センター等の保守管理（第46条）

隊長は、警視庁本部屋上ヘリポートについては、航空法施行規則で定める設置基準に適合するよう維持管理するとともに、定期的に点検を実施しなければならない。

航空機搭乗要請書（別記様式第1号）

航空機派遣要請書（別記様式第2号）
